

むつ市議会第251回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和4年3月18日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第2 議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例
- 第3 議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第11 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第12 議案第13号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第13 議案第14号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第14 議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第15 議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第16 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算
- 第17 議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第18 議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第20 議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第21 議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第22 議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算
- 第23 議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算
- 第24 議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第25 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代査委員	齊藤	秀人	総務部長	吉田	真
総務部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健つく 康り 推進部長	中村	智郎
子ども みどら smile koffice にり所	菅原	典子	経済部長	立花	一雄
都市整備 部長	中里	敬	建設技術 部長	小笠原	洋一
川内庁舎 所長	木下	尚一郎	大畑庁舎 所長	伊藤	大治郎
協野所 舎所長	工藤	和彦	会管 理計者	野藤	賀範

選挙管理委員会
 事務局長
 農委事務局
 事務局長
 水道局長
 事務局長
 上局民理
 事務局長
 総括主任
 事務局長
 総務主任
 事務局長

工藤淳一
 成田司
 中村久
 葛西信弘
 菊池亘

監査委員局長
 教育部長
 総務推進課長
 財務課長

伊藤泰成
 角本力
 野坂武史
 石橋秀治

事務局職員出席者

事務局長
 総括主任
 主任主査

佐藤孝悦
 櫻田誠
 井田周作

次長
 主任
 主任

中野敬三
 堂崎亜希子
 浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、3月9日に開催された議会運営委員会において、全議員で提出することに決定しましたむつ市議会会議規則の一部を改正する規則については、本日この後、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、3月2日及び8日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長並びに使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長よりそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第24 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例か

ら、日程第24 議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例までの24件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第2号、議案第4号、議案第7号及び議案第11号から議案第14号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主たる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてであります。理事者側から、令和2年4月1日から施行された地方自治法の一部改正により、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることが可能となったことを踏まえ、新たに条例制定するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、第2条の各号に定められているそれぞれの数値の根拠及び条文中「善意かつ重大な過失がないとき」とあるが、具体的な適用基準とその手続きについての質疑があり、理事

者側から、地方自治法施行令に参酌基準の数値が示されており、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることも許容するものであるが、本市としては、異なる内容を定める特別な理由もないことから、地方自治法施行令の参酌基準を採用している。また、適用基準及びその手続きについては、違法な支出を行った職員等が違法な職務行為によって、地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ認識しなかったことについて著しい不注意がない場合、「善意でかつ重大な過失がない」との解釈となる。また、本案の賠償責任は、住民訴訟において個人に損害賠償責任を命じる判決があった場合、善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任を負う額が条例で定める額を超えたときは、その額が免責させることとなるとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、独立行政法人等の定義を改めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、下北文化会館センター棟の改修に伴い、各部屋の使用料を改定するほか、むつ下北未来創生キャンパスの設置に伴い、休館日について所要の改正をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、部屋数が増加した理由及び使用料の改定についての質疑があり、理事者側から、青森大学むつキャンパスの1学年の想定が20名であることから、万が一、大学の割り当てた教室で足りない場合、1階にある市民貸出用のマ

ルチルームでも授業ができるよう整備したものであり、可動式間仕切りを設置することにより、2つの部屋を繋げ50名の利用も可能となっている。また、使用料については、従来の部屋の使用料を基に1平米当たりの使用料の単価を算出し、改修後の使用料を設定しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員より、使用料の改定による収支の見込みについての質疑があり、理事者側から、令和2年度の貸し出し実績に基づき、今回設定した使用料で試算したところ、従前の使用料収入を上回る想定となっているとの答弁がありました。

また別の委員より、青森大学が使用した際の使用料の取り扱い及び年間の使用料についての質疑があり、理事者側から、青森大学のキャンパス部分については、使用料を設定していないが、使用料が設定されている市民貸出用のマルチルーム等を使用する場合は、基本的には条例に従い有料となる。また、青森大学が負担する年間の使用料については、むつキャンパスの開設が令和4年度からとなることから、見込み等ができない状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第11号から議案第14号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。理事者側から、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において締結している当該協定について、新たな項目として、大学と連携した地域の活性化を追加し、青森大学むつキャンパスとの連携事業を実施するためのものである。また、これまで実施してきた婚活支援の推進については、町村単独で婚活支援事業を実施したいとのことから削除するものであるとの説明がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号、議案第10号、議案第18号及び議案第19号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（13番 白井二郎議員登壇）

○13番（白井二郎） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例についてであります。理事者側から、これまでむつ市水産物処理加工施設規則で管理していたむつ市脇野沢水産物処理加工施設を公の施設として管理するため条例を整備するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、これまで管理していた団体の現状、実績報告書及び事業計画書は提出されていたのか。また、今回条例で定めた施設使用料については、これまで規則で管理していた期間の分は市の損害と考えることができるのではないのか。加えて、漁港用地の占用料は、市の財政負担軽減の観点から事業者負担とすることはできないかとの質疑があり、理事者側から、管理運営業務を受託した団体が登記簿で解散していたことを把握したことから、団体に事情を聴取し、法人ではなくなったが、任意団体として業務を実施しており、実績報告書及び事業計画書は毎年度提出を受けていた。また、規則で管理していた期間は市が

管理運営を発注し、団体が無償で請け負うという合意の事実があることから損害には当たらないと考えている。施設の占用料については所有者に支払い義務があることから条例制定後も市が支払うとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、法人登記がなくなった時期に、施設の稼働がほとんどない状態であったと思うが、市はどのように状況を把握していたのか。また、条例第10条の原状の回復義務について、受託した事業者が倒産した場合も適用されるのか。加えて、市の財政負担を軽減するために譲渡を含めた協議をしていたと聞いているが、譲渡されなかった理由について質疑があり、理事者側から、事業報告において、非常に加工量が少なくなった時期があり、確認したところ発注元の業者が厳しい状況にあったとのことであり、法人登記のことについての言及はなかったことから、事業を継続して実施するものと認識していた。また、事業者が倒産した場合でも原状回復の義務はあり、さらに譲渡とならなかった理由については、立地場所が県の漁港施設であり、県との協議の結果、漁港として重要な用地であるため、賃借も売買もできない以上建物を譲渡できないという判断となったとの答弁がありました。

また別の委員から、約30年経過している施設で、設備の更新や大規模な改修予定もない施設の利用者を公募して受ける事業者があるのかとの質疑があり、理事者側から、現在受託している事業者から応募したいとの申し出があるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、今後の運営の見通しについての質疑があり、理事者側から、公募の段階で計画を示してもらい、1年更新で毎年実績や雇用者数等を確認しながら建物の維持を含めて今後の運営について検討していくとの答弁がありました。

た。

同じ委員からさらに、施設の運営に係る経費についての質疑があり、理事者側から、使用者には使用料と使用に係る電気及び上下水道料を負担していただくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、企業誘致の更なる促進を図るため、対象業種及び優遇制度を拡大するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、大規模な改正となった理由についての質疑があり、理事者側から、アツギ東北株式会社むつ工場の閉鎖が契機となり改正するものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、誘致企業があった場合の予算措置と財源についての質疑があり、理事者側から、誘致が決まってから事業所の開設及び事業の進捗状況に合わせて申請となるので、当初予算には計上せず、その時点で改めて議会に諮ることとしており、財源は財政調整基金での対応を検討しているとの答弁がありました。

次に、議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では474万7,000円を減額、収入では230万円を増額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では9,077万6,000円を、収入では1億610万円をそれぞれ減額しているとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、令和4年度までに終了する予定であったむつ下水浄化センター増設事業について、令和4年度までに完成する見込みが立たないため、債務負担行為の期間を令和5年度まで延長するためのも

のであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第5号及び議案第6号、議案第8号及び議案第9号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（18番 原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について規定するため、所要の条文整備をするもので、改正により、国民健康保険被保険者のうち、未就学児については、国民健康保険税の均等割が、5割軽減されることになるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象人数及び影響額についての質疑があり、理事者側から、影響を受ける人数については、全世帯で205人が影響を受け、このうち、均等割に係る7割軽減の世帯では69人、5割軽減の世帯では37人、2割軽減の世帯では

31人、軽減無しの世帯では68人となる。また、影響額については、合計で198万円になるとの答弁がありました。

また、別の委員から、財源についての質疑があり、理事者側から、財源については、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の構成となっており、国民健康保険特別会計の負担は無いとの答弁がありました。

また、別の委員から、本改正の背景についての質疑があり、理事者側から、現役世代への給付が少ない中、給付は高齢者中心、負担は現役世代が中心という社会保障の構造を見直すことを内容とする全世代型社会保障改革の方針が令和2年12月15日に閣議決定され、これを背景に本条例を改正するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、住民基本台帳法の一部改正により、除かれた住民票の記載事項証明書の交付を請求できることが明確化されたことに伴い、当該証明書に係る交付手数料を規定するためのものである。

なお、当該証明書の手数料は住民票や住民票記載事項証明書と同額の350円になるとの説明がありました。

これに対し委員から、除かれた住民票の記載事項証明書及び発行歴についての質疑があり、理事者側から、除かれた住民票とは、転出した方や亡くなられた方の住民票で、いわゆる除票と言われるものであり、その除票の必要な事項だけを証明して発行するものが、除かれた住民票の記載事項証明書である。また、当該証明書については、これまで発行したことはないとの答弁がありました。

また別の委員から、除かれた住民票の記載事項証明書の改正前の手数料についての質疑があり、理事者側から、国の住民基本台帳事務処理要領に

住民票の写し等に準じて取り扱うことと規定されていることから、住民票の写し等と同額の350円としているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、指定管理者により管理運営している介護老人保健施設やげんを利用する際の食費、居住費及び滞在費について、国が定める基準費用額を引用するため、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、食費は地域ごとに決まっているのかとの質疑があり、理事者側から、食費は施設ごとに設定することが可能となっているが、介護老人保健施設やげんについては、市の施設であるために市の条例で定めることとしているとの答弁がありました。

また同じ委員から、国の定める基準費用額より高くなることはあるのか、また高い場合はどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、基準費用額は国が定めた平均的な額であり、食費や居住費は全額自己負担が原則であるが、所得の段階等に応じて負担限度額があり、この負担限度額と基準費用額との差額を介護保険から給付することになっているが、この基準費用額を超えた額を設定した場合は、介護保険の給付の対象とならないこと、また市の施設であることから基準費用額を超えた額を設定することは適切ではないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市ひとり親家庭等医療費給付事業は、補助対象経費の2分の1を青森県ひとり親家庭等医療費補助金を受けて実施しているが、このたび青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領における障がいの状態について、児童扶養手当法施行令の一部が改正され、視覚障

がいに係る基準が改められたことに伴い、ひとり親家庭等医療費の支給要件である父又は母の障がいに係る基準を改めるほか、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本改正により対象となる人数についての質疑があり、理事者側から、現時点では対象者はいないとの答弁がありました。

また別の委員から、給付の要件が厳しくなったのかとの質疑があり、理事者側から、視覚障がいに係る基準が緩和されたものであるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第20号から議案第27号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました、議案第20号令和4年度むつ市一般会計予算から、議案第27号令和4年度むつ市下水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月14日及び15日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算及び議案第22号 令和4年度むつ市後期高

齢者医療特別会計予算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算及び議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

次は、議案第28号について、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長の報告を求めます。使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長。

（16番 富岡幸夫議員登壇）

○16番（富岡幸夫） 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託されました、議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月17日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託された議案につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました24議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第2号

○議長（大瀧次男） まず、議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第6号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第10号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第11号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第13号 定住自立

圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第14号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

(2番 工藤祥子議員登壇)

○2番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算に反対いたします。

新年度の一般会計予算案は、国からの地方創生臨時交付金も入り、過去最大の予算規模となっています。提案理由として、「活力あるむつ市の創生」、「危機管理・防災力の向上」、「教育・子育て環境の向上」等5本の柱を掲げ、48の新規事業が示されました。むつ市水稻農家支援、新生児聴

覚検査事業など市民応援の事業が含まれているものの、半分近くの19事業が市民サービスや窓口手続等をデジタル化するものです。予算の基本方針によると、国の進めるデジタル化の波に乗り、市民がそのメリットを享受し、事業の効率化、人件費の抑制を見据えるとしていますが、正職員の削減は市民サービスの低下につながります。また、デジタル技術を使えない人たちへの多様なニーズにも応える配慮も必要です。

また、金谷公園を中心としたまちづくりに1億円余り、むつ運動公園改修事業に2億円余りと大型事業が計画されています。歳入を見ると、原発施設関連の県交付金は令和4年度から廃目となり、3億6,000万円が削減されます。これらの交付金は、いつまでも続くものではありません。

むつ市は、アツギ東北株式会社むつ工場の5月末閉鎖により、約500人が解雇されるという深刻な問題を抱えています。企業誘致条例を改正したり、連絡会議を設置する等動き始めています。

コロナ感染もなかなか収まらず、商工業者も限界にきています。令和4年度予算は、何よりもむつ市独自の雇用対策事業、市民の暮らし応援事業が求められていますが、具体的なものはなかなか見えません。

子ども医療費無償化や学校給食費の無料化など子育て世帯の応援、地域の発展を支える地場産業の支援予算規模を充実させるべきです。

また、将来を見据えて新しい産業をつくるというものの、農林漁業、畜産業などの基幹産業への予算配分も不十分であり、職員配置も減らされたままです。これから動き出そうとしている森林経営管理制度事業を前に、林業担当の職員配置は曖昧なままです。

この間のコロナ感染対策にも頑張ってきたむつ市市役所職員の皆さんの姿を見て、その努力と労苦に敬意を表しながら、一部反対討論とします。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第20号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

(2番 工藤祥子議員登壇)

○2番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算案について反対討論いたします。

運営主体は青森県の広域連合ですが、保険料の徴収などはむつ市です。75歳以上の単身で年収200万円、夫婦2人なら年収320万円以上の窓口負担は、今年10月から原則1割から2割に引き上げられる予定です。現役世代の負担を抑えるためというのが理由ですが、高齢者増で当然増える社会保障自然増が削減されたことが原因です。

生活必需品の高騰が続き、公的年金も4月から引き下げという中、医療費の負担増で高齢者の受診控えが心配されます。

むつ市においても、後期高齢者加入者の12.7%の方が負担増の見込みがあるとのこの議案に反対いたします。

○議長(大瀧次男) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第22号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者2人)

○議長(大瀧次男) 起立多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例について、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番杉浦弘樹議員。

(3番 杉浦弘樹議員登壇)

○3番(杉浦弘樹) 議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

むつ市使用済燃料税条例が可決されてから2年の月日がたとうとしております。当時反対討論を行った佐藤武議員は、結論ありきでスケジュールどおりに進めようとする意図があり、拙速ではないかと、この壇上で述べております。この言葉どおり、2年で今回の改正条例案が上程されました。このことから、前回同様、税条例を議論する時期ではないものと考えます。

今後は、安全協定締結という非常に大事な工程が控えております。まだいろいろと環境が整っていない中で、今回の条例を可決することにより、安全協定締結自体が不透明になるおそれがあり、市政全般にわたって大きな影響があるのではないかと危惧しております。市は、安全協定締結後に県と話し合い、そこで堂々と課税自主権を訴えても遅くはないものと考えます。

そしてもう一つは、これまで可決した税率から大幅に減額することとした内容と、その経緯を市民に説明する必要があるのではないかと考えます。この税は、永続的な財源にならないものであります。もう一度市民との議論の場を設けた中で、市側は市民に対し、丁寧な説明をする必要があるものと考えます。

私は、原子力政策には反対の立場です。しかし、

これまでは原子力政策には賛成でも反対でもない言わば関心がない市民の一人でありました。ですが、11年前を境に私を含め多くの国民は、原子力政策に対して考え方が変化したものと思います。

当時私は、東日本大震災による福島第一原子力発電所での爆発事故をテレビから流れる映像で見たときに、強い衝撃を受けました。と同時に、原子力は人が制御できるものではないということを感じいたしました。時を経て、私は市議会議員となりました。これまで中間貯蔵施設の誘致に関する議論は、諸先輩議員や市民との議論を経て議会で可決され、そして2年前はむつ市使用済燃料税条例も可決されました。

私は、議会人として、決まったものには従わなければいけないものと思っております。しかし、今回使用済燃料税に関し、もう一度議論をする機会が与えられました。私は、原子力政策反対の立場から、決まったことには従いつつも、現在においてむつ市の将来を議論する場合には、現状を厳しくチェックし、議論をして、立場を示していくことが私が考える議員としての役割だと考えております。

このことから、前段で述べたことを踏まえ、本条例は時期尚早であるという結論に至り、反対することといたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長(大瀧次男) これで杉浦弘樹議員の討論を終わります。

次に、15番佐藤広政議員。

(15番 佐藤広政議員登壇)

○15番(佐藤広政) 議案第28号 むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例に対して賛成討論を行わせていただきます。

本案による条例整備により、特定納税義務者との協議及び市議会における審議により生じた多様な論点を反映させた本市における中間貯蔵事業に

とってふさわしい税条例となるものと理解しております。これまでは、市は一貫して徴税により事業者を苦しめる意図はなく、市政発展のパートナーと位置づけて、歩みを共に進めるための取組であると主張してきました。そのことは、市議会としても思いを同じくするものであり、今回の改正はそのことを配慮され、民意を十分に反映したものであるものとして適切なものであると認められます。

また、新税創設の議論に当たり、市長は特別委員会の冒頭、使用済燃料だけの搬入があって、何も変わらないむつ市であっていいのか、そのことが問われているというご発言をされました。このむつ市使用済燃料税条例が成立し、施行されることが、その大きな問いの答えになるものと考えております。

またこのことは、国策に翻弄されながらも、この中間貯蔵事業に市政発展の夢を託して誘致を決めた過去と、今後50年間かけて、その夢を実現させる未来とをつなぐ結節点として、むつ市の歴史的にも非常に重要な決断でもあります。

先人たちの思いを引き継ぎ、そして次の世代に当市の明るい未来を託す意味でも、市議会として責任を持って本案を成立させ、施行させるべきであります。

昨日の特別委員会においても、実に多くの同僚議員が賛同の意思を表明し、総務省協議に臨むことを求めていることから、本案の成立が望ましく、改めて賛成議員を代表いたしまして、本案の成立を期待して賛成討論とさせていただきます。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで佐藤広政議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（大瀧次男） 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第25 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第1号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第25 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） ただいま上程されました議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。

本案は、むつ市議会のデジタル化政策の一環として、会議録の配付方法に、電磁的記録により作成された会議録を電磁的方法により提供することを包含するため、全議員22名をもって提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第1号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(大瀧次男) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第251回定例会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会